

## 郡山市重度障がい者等就労支援特別事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と連携し、通勤における支援や職場等における支援を実施することにより、重度障がい者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

### (支援の内容)

第2条 支援の内容は、企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」という。）を活用しても当該重度障がい者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障がい者等が自営業者等として働く場合において、支援の提供がなければ、就労の継続が困難であると市長が認めたときに、重度障がい者等の通勤や職場等において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項から第5項までに規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等の支援を要する者に当該支援に要する経費（以下「支援費」という。）を支給する。

### (支援費の支給の対象者)

第3条 支援費の支給の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、本市から重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給の決定を受けた者のうち、次条から第11条までの規定による郡山市重度障がい者等就労支援特別事業（以下「支援事業」という。）の利用の決定を受けた市内に居住地を有する18歳以上のものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 民間企業（助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの（障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援の利用者を除く。）

ア 1週間の所定労働時間が10時間以上の者

イ 1週間の所定労働時間が10時間未満の者のうち、申請日の属する年度の末日までに当該企業が所定労働時間を10時間以上に引き上げることを目指すことが民間企業、関係者（申請者、サービス提供事業所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等。以下同じ。）による支援計画書（第1号様式）において確認できるもの

(2) 自営業者等（前号に規定する支援対象者、法人の代表及び役員並びに国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される者その他これに準ずる者以外の者をいう。）であって、自営業等に従事する時間が1週間当たり10時間以上のもの

### (利用申請等)

第4条 支援事業を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、郡山市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給の決定を受けていることを示す受給者証の写し

(2) 支援計画書

(3) 雇用されていることを証する書類（前条第1号に規定する支援対象者に限る。）

(4) 自営業者等であることを証する書類（前条第2号に規定する支援対象者に限る。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、利用者に対し、当該決定の内容を郡山市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定等通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

4 第2項の規定による利用の決定（以下「利用決定」という。）の有効期間は、利用を決定した日から起算して、最初に到来する3月31日（以下「満了日」という。）までとする。

（変更申請）

第5条 利用決定を受けた利用者（以下「利用決定者」という。）は、申請した内容に変更が生じたときは、郡山市重度障がい者等就労支援特別事業利用変更申請書（第4号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更内容が適当であると認めるときは、郡山市重度障がい者等就労支援特別事業利用変更決定通知書（第5号様式）により通知する。

（更新申請）

第6条 利用決定の有効期間満了後においても支援の提供を受けようとする利用者は、利用決定期間満了日の60日前から更新申請を行うことができる。

2 前項の申請に係る手続については、第4条の規定を準用する。

3 満了日以前に前項の申請があった場合における利用決定の有効期間の開始日は、更新前の満了日の翌日とし、満了日は、当該開始日以後に最初に到来する3月31日とする。

（資格喪失の届出）

第7条 利用決定者は、退職、雇用契約の変更その他の事情により、支援事業の利用が不要となったときは、郡山市重度障がい者等就労支援特別事業利用資格喪失届出書（第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（利用決定の取消し等）

第8条 市長は、利用決定者が次の各号に該当したときは、利用決定を取り消すことができるものとする。

(1) 市長が支援事業の利用を適当でないと認めるとき。

(2) 偽りその他不正に支給を受けたとき。

(3) その他事業の目的に該当しないとき。

2 市長は、前項の規定により、利用決定を取り消したときは、利用決定者に対し、郡山市重度障がい者等就労支援特別事業利用取消通知書（第7号様式）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用決定を取り消したときにおいて、当該取消に係る部分に関し、既に支援費が支払われているときは、利用決定者に対し

、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(利用の条件)

第9条 利用決定者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る障害福祉サービスの指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）と利用契約を締結するものとする。

2 利用決定者は、前項の規定により指定事業者と契約を締結したときは、当該契約書の写しを市長に提出しなければならない。

(実績記録)

第10条 指定事業者は、利用決定者に対して支援の提供を行ったときは、その内容等について重度障がい者等就労支援特別事業提供実績記録表（第8号様式）を作成し、支援の提供が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、事業の実施に関して必要があるときは、利用決定者又は指定事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は指定事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(支援の対象となる経費)

第12条 第3条第1号に規定する支援対象者の支援費の支給の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、通勤における支援及び職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号（以下「報酬告示」という。））において「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、助成金を活用しても当該支援対象者の雇用継続に支障が残るものとして、当該支援対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた時間で、支援費の支給を受けようとする者（以下「受給者」という。）が、指定事業者に請求された費用とする。

2 第3条第2号に規定する支援対象者の対象経費は、通勤における支援及び職場等における支援の時間で、受給者が、指定事業者に請求された費用とする。

3 通勤における支援の利用時間については通勤に要した時間とし、職場等における支援の利用時間については1日当たり8時間かつ1週間当たり40時間の範囲内において、市長が必要と認める時間とする。

4 指定事業者は、報酬告示別表に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護の単位を用い、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）の規定に基づき算定した額を請求するものとする。

(支援費の支給額)

第13条 支援費の支給額（以下「支給額」という。）は、1月当たり対象経費から利用者負担額（1月当たりの対象経費に100分の10を乗じて得た額をいう。）を控除して得た額とする。

2 前項の利用者負担額は、別表に掲げる受給者の区分に応じ、それぞれ別表に定める負担上限月額を限度とする。

(支援費の支給の条件等)

第14条 受給者は、郡山市重度障がい者等就労支援特別事業代理受領に係る委任状（第9号様式）により指定事業者に対し支援費の受領を委任するものとする。

2 前項の規定により指定事業者が支援費を受領したときは、受給者が支援費を受給したものとみなす。

3 指定事業者は、第1項による受領があったときは、当該受給者に対して、その旨を通知しなければならない。

(支援費の支払等)

第15条 指定事業者は、第13条の規定により算定した額について、郡山市重度障がい者等就労支援特別事業代理受領に係る委任状、郡山市重度障がい者等就労支援特別事業請求書（第10号様式）及び郡山市地域生活支援事業請求明細書（第11号様式）により、支援の提供が終了した翌月の10日までに、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が正当と認めるときは、当該請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

別表（第13条関係）

受給者の区分	負担上限月額
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に該当する者	37,200円
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に該当する者	9,300円
3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に該当する者	0円